

《特別報告》

タバコ規制枠組条約(FCTC) 第9回締約国会議(COP9)報告

作田 学

日本禁煙学会 理事長

1. COP9開催

タバコ規制枠組条約(FCTC)の第9回締約国会議(COP9)は、11月8日から13日までジュネーブで行われた。

<https://fctc.who.int/who-fctc/governance/conference-of-the-parties/ninth-session-of-the-conference-of-the-parties#>

今回は世界的な新型コロナウイルスの蔓延により、インターネットを使った会議形式となり、そのためか1,200名の参加を見ることになった。日本の代表団はジュネーブ駐在の大使が代表となり、その他、外務省、財務省、厚生労働省などが参加した。

参加の各国、国連の各機関、政府間の機関と市民社会の代表がそれぞれのタバコ規制とタバコ使用を減らすことの実験を話し合った。タバコが毎年世界で800万人の人々を殺害しているなか、タバコ規制の方策を改善する方法も話し合われた。

2. 中間報告

最新の世界の中間報告がCOP9のために用意された。これによると148か国が条約のなかにある包括的なタバコ規制について報告した。たとえば、第11条については、2/3の国で画像による健康警告が行わ

れていることが確認された。また、17か国では、いわゆるプレーンパッケージが行われていることが示された。(このいずれも日本では行われていない)

条約加盟各国は包括的な広告・宣伝とスポンサーシップの禁止政策を導入したことを報告した。多くの国ではそれにもかかわらずタバコ産業による干渉が続いていることが報告され、これが参加各国の条約の遂行にあたり、主要な障害になっているとされた。

3. 基調報告

COP9の開会式の基調講演において、Head of Convention Secretariat (FCTC事務局長)のAdriana Blanco Marquizo博士は同時に行われている地球温暖化条約のCOP26に触れ、FCTCは地球温暖化条約と重要な類似点があると述べた。

Marquizo博士は、次のように述べた。「2つの条約は、現在と未来の世代を守ることが目的になっている。タバコは収穫から使用後のゴミに至るまで、全過程を通じて環境を破壊する。その結果、森林の破壊、砂漠化、グリーンハウス排出そしてプラスチック汚染を引き起こす。両COPが共有していることは、タバコによる伝染病と温暖化とは、両者とも



前列中央がMarquizo博士(画像:FCTC事務局による)

に人間が作り出したことであり、防ぐことができると言うことである」。

4. FCTCの歴史

FCTCは、公衆衛生を進めるための世界最初の法的な拘束力を持つ条約である。2003年に承認された後、各国の公衆衛生を向上させ、タバコの疫病を終わらせるための主要な法的手段となってきた。

2005年に発効した後、FCTCは世界的なタバコ規制努力のために強力な道具となってきた。各国の戦略と法制化により、タバコ使用の減少と、未成年を守り、公衆の集まる場所や職場での禁煙方策、タバコの販売の減少、タバコの広告・宣伝・スポンサーシップの禁止、大きな健康警告とプレーンパッケージなどが行われてきている。

5. COP9の議論

COP9が始まると、タバコ産業の息のかかったグアテマラ、北マケドニア、フィリピン、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ、ジンバブエなどが会議を遅らせるために、どうでもよい重箱の隅をつつく議論を始めた。これに対し、日本は良い介入をしてくれたと各国から喜ばれた。この企みは結局、オーストラリアを中心とする各国の連携によって打ち負かされ、あろうことか、同じフィリピンの厚生省からも反対するとの声明が出された。同じ国の中でこのような対立が起きたのは、COP史上初めてである。

<https://doh.gov.ph/press-release/DOH-OPPOSES-AND-DISSOCIATES-FROM-STATEMENT-OF-PH-DELEGATION-IN-FCTC-COP9>

FCTCの条約事務局もFCTC連盟(FCA)のブルティンに載るDirty Ash Tray賞に留意していると言うことが伝わってきた。

そして3日目からは順調にディスカッションがおこなわれた。

6. 加熱式タバコ

この結果、とくに加熱式タバコにおいて、進展が見られた。

これについては、加熱式タバコ製品に関する包括的報告書

[加熱式タバコ製品に関する包括的報告書\(WHO FCTC COP9\)](#)

をご覧ください。これは松崎道幸先生が、私たちのために翻訳をして下さった。深く感謝を申し述べたい。

その重要なポイントは、加熱式タバコも燃焼式タバコと同様に扱うと言うことで、

- 6条 燃焼式タバコと同率の税とするべき。(日本はおよそ半分)
- 8条 喫煙が禁止されているところでは、同様に禁止すべき。
- 9, 10条 有害物質をモニターし、香りを禁止すべき。
- 11条 プレーンパッケージ、健康警告の掲示などをすべき。
- 12条 Dual useなど、加熱式タバコの危険性を知らせるべき。
- 13条 あらゆる形の広告、スポンサーシップを禁止するべき。
- 14条 燃焼式タバコと同様にタバコ依存症の治療をすべき。
- 16条 未成年による、あるいは、に対する販売は禁止すべき。
- 20条 タバコ産業が考えている、加熱式タバコの使用戦略や販売戦略について social mediaなどで国民に知らしめるべき。

と結論づけられた。

COP10においても、第9, 10条関連で、加熱式タバコの問題が引き続き論じられることであろう。